

平成 3 0 年 度

定 期 監 査 等 結 果 報 告 書

鈴 鹿 市 監 査 委 員

目 次

1	定期監査及び随時監査	
(1)	監査実施年月日及び監査対象	1
(2)	監査の内容	2
(3)	監査の方法	3
(4)	監査の主眼	3
(5)	監査の結果	3
	対象別事項	
	定期監査	
	幼稚園（子ども政策部子ども育成課）	4
	小学校、中学校（教育委員会事務局）	4
	随時監査	
	文化スポーツ部国体推進課	7
2	財政援助団体等監査	
(1)	監査実施年月日及び監査対象	8
(2)	監査の内容	8
(3)	監査の方法	8
(4)	監査の主眼	8
(5)	監査の結果	8
	対象別事項	
	指定管理者監査	
	牧田コミュニティセンター指定管理者／牧田コミュニティセンター 運営委員会	9
	千代崎駐車場指定管理者／千代崎観光協会	9

1 定期監査及び随時監査

(1) 監査実施年月日及び監査対象

ア 定期監査

監査実施年月日	監査対象
平成 31 年 1 月 29 日	旭が丘幼稚園，稲生幼稚園 旭が丘小学校，稲生小学校，桜島小学校，合川小学校，郡山小学校 白子中学校
平成 31 年 1 月 31 日	箕田幼稚園，椿幼稚園 牧田小学校，清和小学校，一ノ宮小学校，箕田小学校，椿小学校
平成 31 年 2 月 1 日	愛宕小学校，若松小学校，庄内小学校，鈴西小学校 鼓ヶ浦中学校，鈴峰中学校
平成 31 年 2 月 6 日	長太小学校，井田川小学校 平田野中学校，大木中学校

以下は，書面監査を実施（実施期間 平成 30 年 11 月 7 日～平成 30 年 12 月 27 日）

	監査対象
危機管理部	防災危機管理課，交通防犯課
政策経営部	総合政策課，行政経営課，財政課，情報政策課，秘書課
地域振興部	地域協働課，人権政策課，男女共同参画課，市民対話課，戸籍住民課
文化スポーツ部	文化振興課，文化財課，スポーツ課，国体推進課，図書館
子ども政策部	子ども政策課，子ども育成課，子ども家庭支援課
健康福祉部	健康福祉政策課，保護課，長寿社会課，障がい福祉課，保険年金課，福祉医療課，健康づくり課
土木部	土木総務課，土木用地課，道路整備課，道路保全課，河川雨水対策課
上下水道局	上下水道総務課，経理課，営業課，給排水課，水道工務課，下水道工務課，水道施設課
その他	会計課，議事課

地域振興部地域協働課	国府地区市民センター・公民館，庄野地区市民センター・公民館，加佐登地区市民センター・公民館，牧田地区市民センター・公民館，石薬師地区市民センター・公民館，稲生地区市民センター・公民館，飯野地区市民センター・公民館，河曲地区市民センター・公民館，箕田地区市民センター・公民館，玉垣地区市民センター・公民館，若松地区市民センター・公民館，栄地区市民センター・公民館，天名地区市民センター・公民館，合川地区市民センター・公民館，井田川地区市民センター・公民館，久間田地区市民センター・公民館，椿地区市民センター・公民館，深伊沢地区市民センター・公民館，鈴峰地区市民センター・公民館，庄内地区市民センター・公民館，白子地区市民センター，一ノ宮地区市民センター，住吉公民館，清和公民館，白子公民館，旭が丘公民館，鼓ヶ浦公民館，愛宕公民館，一ノ宮公民館，長太公民館，神戸公民館，郡山公民館，ふれあいセンター
子ども政策部子ども政策課	子育て支援センターりんりん
子ども政策部子ども育成課	牧田保育所，白子保育所，神戸保育所，玉垣保育所，合川保育所，河曲保育所，算所保育所，深伊沢保育所，西条保育所，一ノ宮保育所 国府幼稚園，加佐登幼稚園，白子幼稚園，飯野幼稚園，玉垣幼稚園，神戸幼稚園，栄幼稚園
教育委員会事務局	国府小学校，庄野小学校，加佐登小学校，明生小学校，石薬師小学校，鼓ヶ浦小学校，白子小学校，飯野小学校，河曲小学校，玉垣小学校，神戸小学校，栄小学校，天名小学校，深伊沢小学校 白鳥中学校，創徳中学校，神戸中学校，千代崎中学校，天栄中学校

イ 随時監査

監査実施年月日	監 査 対 象
平成 31 年 2 月 12 日	文化スポーツ部国体推進課 平成 30 年度の全国高等学校総合体育大会鈴鹿市実行委員会の経理について

(2) 監査の内容

ア 地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項に基づき，財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかについて実施する。

イ 地方自治法第 199 条第 2 項に基づき，事務の執行が法令等に則して適正に行われている

かについて実施する。

ウ 地方自治法第199条第5項に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかについて実施する。

(3) 監査の方法

定期監査においては、平成29年度及び平成30年度監査基準日までに執行した事務事業を対象に調書の提出を求め、その調書を基に、関係書類及び関係帳簿類を調査し、関係職員の説明聴取及び現地調査を行った。

なお、書面監査においては、提出された調書に基づき監査した。

また、随時監査においては、必要と思われる事務及び事業に関して、関係書類及び関係帳簿類を調査し、関係職員の説明聴取を実施した。

(4) 監査の主眼

監査を実施するに当たっては、次の事項を主眼とした。

ア 予算の執行について、歳入の確保が適正か、歳出は経済的かつ効果的に執行されているか。

イ 物品の管理状況について、その購入及び維持管理が適正に行われ、かつ、効率的に活用されているか。

ウ 財産の取得、管理及び処分が適正かつ効率的に運用されているか。

エ 公金の出納事務が適正に行われているか。

オ その他、業務について、計画的、合理的かつ効率的に行われているか。

(5) 監査の結果

予算の執行及び経理については、適正かつ効率的な執行に努められており、概ね良好に処理されている。

また、所管する事務事業の推進に当たっては、法令等に則して概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、各監査対象別の指摘事項(修正・改善を要する事項)、所見(検討・努力を要する事項)、注意事項は次のとおりである。

対象別事項

定期監査

【幼稚園】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所見
 - (1) 施設や遊具等による事故が発生しないよう、定期的な点検や安全確保に努められたい。
- 3 注意事項
 - (1) 次の事項が見受けられるので、留意されたい。
 - ア 決裁文書において
 - (ア) 回議書に記載不備がある。
 - イ 郵便切手類受払簿において
 - (ア) 記載不備がある。
 - ウ 物品の管理において
 - (ア) 備品番号シールを貼付していない。
 - (イ) 保管場所が備品台帳と異なる。

(所管課に対する指摘事項、所見及び注意事項)

【子ども政策部子ども育成課】

- 1 指摘事項
 - (1) 平成 29 年度の旅費において、過払いが見受けられる。随時確認を行い、適正な事務処理をされたい。
- 2 所見
 - (1) 所管する各幼稚園の監査を実施したので、その監査結果について、適正に指導されたい。
- 3 注意事項 なし

【小学校】

- 1 指摘事項
 - (1) タクシーチケット控え及び移送明細整理簿に多数の不備が見受けられるので改善されたい。
 - (2) 平成 29 年度の旅費において、支払金額の誤りが見受けられる。随時確認を行い、適正な事務処理をされたい。
- 2 所見
 - (1) 施設や遊具等による事故が発生しないよう、定期的な点検や安全確保に努められたい。
 - (2) 就学援助費の通帳に関して、利息等が会計年度毎に処理されていないので、適切な事務処理をされたい。

3 注意事項

(1) 次の事項が見受けられるので、留意されたい。

ア 決裁文書において

- (ア) 回議書に不備がある。
- (イ) 回議書に記載不備がある。
- (ウ) 押印漏れがある。
- (エ) 追記方法に不備がある。
- (オ) 訂正方法が適正でない。
- (カ) 添付書類に不備がある。

イ 文書整理において

- (ア) 簿冊の文書名称等が異なる。
- (イ) 件名目録がない。
- (ウ) 文書登録をしていない。
- (エ) 編綴誤りがある。

ウ 出張命令簿において

- (ア) 追記方法に不備がある。
- (イ) 押印漏れがある。
- (ウ) 旅費の精算払いが遅れている。

エ 臨時職員等関係書において

- (ア) 印影が不鮮明である。

オ 郵便切手類受払簿において

- (ア) 記載不備がある。
- (イ) 訂正方法が適正でない。
- (ウ) 添付書類の保管方法が適正でない。
- (エ) 押印漏れがある。

カ 物品の管理において

- (ア) 備品番号シールを貼付していない。
- (イ) 保管場所が備品台帳と異なる。

キ 教材用薬品の管理において

- (ア) 管理記録に不備がある。

ク 預金の管理において

- (ア) 経理書類に不備がある。

【中学校】

1 指摘事項

- (1) 平成 30 年度の旅費において、支払金額の誤りが見受けられる。随時確認を行い、適正な事務処理をされたい。

2 所見

- (1) 時間外勤務の削減については、各種の取組をされているが、十分とは言えないので一層の削減に努められたい。
- (2) 施設等による事故が発生しないよう、定期的な点検や安全確保に努められたい。
- (3) 就学援助費の通帳に関して、利息が会計年度毎に処理されていないので、適切な事務処理をされたい。

3 注意事項

- (1) 次の事項が見受けられるので、留意されたい。

ア 決裁文書において

- (ア) 回議書に不備がある。
- (イ) 回議書に記載不備がある。
- (ウ) 訂正方法が適正でない。
- (エ) 添付書類に不備がある。

イ 文書整理において

- (ア) 件名目録がない。

ウ 臨時職員等関係書において

- (ア) 記載不備がある。
- (イ) 訂正方法が適正でない。

エ 郵便切手類受払簿において

- (ア) 記載不備がある。

オ 物品の管理において

- (ア) 保管場所が備品台帳と異なる。

カ 教材用薬品の管理において

- (ア) 劇物の表示が不鮮明である。
- (イ) 管理記録に不備がある。

キ 預金の管理において

- (ア) 経理書類に不備がある。

(所管部局に対する指摘事項、所見及び注意事項)

【教育委員会事務局】

1 指摘事項 なし

2 所見

- (1) 所管する各学校の監査を実施したので、その監査結果について、適正に指導されたい。

- 3 注意事項 なし

随時監査

【文化スポーツ部国体推進課】

- 1 指摘事項 なし

- 2 所見

(1) 平成 30 年度全国高等学校総合体育大会鈴鹿市実行委員会の経理は、概ね適正に処理されている。今後は、三重とこわか国体・とこわか大会の開催に向け、周到的準備に努められたい。

- 3 注意事項 なし

2 財政援助団体等監査

(1) 監査実施年月日及び監査対象

ア 指定管理者監査

監査実施 年月日	監 査 対 象 (所 管 課)	指定管理料 ※	
		平成 29 年度	平成 30 年度
平成 31 年 1 月 25 日	牧田コミュニティセンター指定管理者/ 牧田コミュニティセンター運営委員会 (地域振興部地域協働課)	2,000,000 円	2,200,000 円
平成 31 年 1 月 25 日	千代崎駐車場指定管理者/千代崎観光協会 (産業振興部地域資源活用課)	621,128 円	618,762 円

※ 平成 29 年度は決算額，平成 30 年度は支払予定額

(2) 監査の内容

地方自治法第 199 条第 7 項に基づき，公の施設の管理を行っている団体に対し，関係法令等及び協定に則して出納その他の事務が適正に執行されているかについて実施する。

(3) 監査の方法

平成 29 年度及び平成 30 年度監査基準日までに執行した事務事業等を対象に調書の提出を求め，その調書を基に，関係書類及び関係帳簿類を調査し，関係職員の説明聴取及び現地調査を行った。

(4) 監査の主眼

監査を実施するに当たっては，次の事項を主眼とした。

ア 指定管理者

- (ア) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (イ) 利用料金等の収納は適正か。
- (ウ) 公の施設管理に係る収支会計経理は適正か。
- (エ) 他の事業との会計区分は明確か。
- (オ) 公の施設管理に係る経理規程等の諸規程は整備されているか。
- (カ) 利用促進のための努力はされているか。
- (キ) 団体に対する所管課の指導監督は，適切に行われているか。

(5) 監査の結果

各団体における事務処理は，概ね良好に執行されているものと認められた。

なお，各監査対象別の指摘事項（修正・改善を要する事項），所見（検討・努力を要する事項），注意事項は次のとおりである。

対象別事項

指定管理者監査

【牧田コミュニティセンター指定管理者／牧田コミュニティセンター運営委員会】

1 指摘事項

(1) 使用許可申請書の受理及び審査に当たっては、コミュニティセンター条例及び同施行規則並びに牧田コミュニティセンターの管理に関する協定書等に基づいた適正な運営に改められたい。

2 所見 なし

3 注意事項

(1) 次の事項が見受けられるので、留意されたい。

ア 経理関係書において

(ア) 添付書類に不備がある。

イ 使用許可申請書において

(ア) 記載不備がある。

(イ) 追記方法に不備がある。

ウ 物品管理において

(ア) 備品台帳と整合がとれていない。

(所管課に対する指摘事項、所見及び注意事項)

【地域振興部地域協働課】

1 指摘事項 なし

2 所見

(1) 牧田コミュニティセンターの指定管理者である牧田コミュニティセンター運営委員会の監査を実施したので、その結果について、所管課として適正に指導されたい。

3 注意事項 なし

【千代崎駐車場指定管理者／千代崎観光協会】

1 指摘事項

(1) 協定書第7条に「自身の団体と独立した会計帳簿書類及び経理規程を設け、団体自身の口座とは別の口座で管理する」とあるが、会計帳簿書類及び口座は自身の団体と合算されており、経理規程も設けられていないので早急に改善されたい。

2 所見 なし

3 注意事項

(1) 次の事項が見受けられるので、留意されたい。

ア 経理関係書において

(ア) 添付書類に不備がある。

- イ 業務日誌において
 - (ア) 記載不備がある。
 - (イ) 追記方法に不備がある。
 - (ウ) 訂正方法が適正でない。
- ウ 事業報告書において
 - (ア) 期日までに提出していない。

(所管課に対する指摘事項，所見及び注意事項)

【産業振興部地域資源活用課】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所見
 - (1) 千代崎駐車場の指定管理者である千代崎観光協会の監査を実施したので，その結果について，所管課として適正に指導されたい。
- 3 注意事項
 - (1) 次の事項が見受けられるので，留意されたい。
 - ア 収受文書において
 - (ア) 収受印がない。
 - イ 決裁文書において
 - (ア) 押印漏れがある。
 - ウ 文書整理において
 - (ア) 編綴誤りがある。
 - エ 協定書において
 - (ア) 内容に不備がある。
 - オ 月次報告において
 - (ア) 記載不備等がある報告書を収受している。